

【学科教習のQ&A】

Q：学科1 1番はどうやって受けるの？

A：第2段階の技能教習12回目とセットで受けることになります。

技能1時間 + 学科1時間 = 合計2時間連続になります。

Q：学科2 6番はどのタイミングで受けるの？

A：第2段階の高速教習（通常13回・14回目）の前までに必ず受講して下さい。

※未受講の場合は高速教習を受ける事が出来ません。

【技能教習のQ&A】

Q：予約が必要？

A：あらかじめ予約が必要です。予約機又はスマホ（要登録）から予約出来ます。

スマホから予約したい方は、事前に受付にて登録が必要になります。

Q：予約していたけど、当日都合によりキャンセルしたいときは？

A：電話にてキャンセルの連絡をして下さい。尚、当日の朝7時以降のキャンセルはキャンセル料￥1,100円（税込み）を頂きます。

Q：みきわめとは？

A：教習を修了するか否かを判断することです。総合運転として、教習を行なながら指導員が判定します。みきわめが良好になると検定を受けることが出来ます。

※効果測定に合格していないと、みきわめを受けることが出来ません。

Q：キャンセル待ちとは？

A：あらかじめ技能教習の予約をしていた方が、当日キャンセル等で担当予定の指導員が空くことがあります。その空きに乗車することが出来るのがキャンセル待ちです。キャンセル待ちは先着順で、IDカードを使用します。

詳しくは受付にて確認して下さい。

※必ず乗車できるわけではありません。

※その他わからないことがある場合は、気軽に受付スタッフまでお尋ね下さい。

【普通車】《自動二輪免許所持者》

教習の進め方

太田自動車教習所へようこそ！

【教習を受ける心構え】

教習所は、免許を取得するためだけの学校ではありません。

免許取得後、「一生無事故無違反でござるよう」

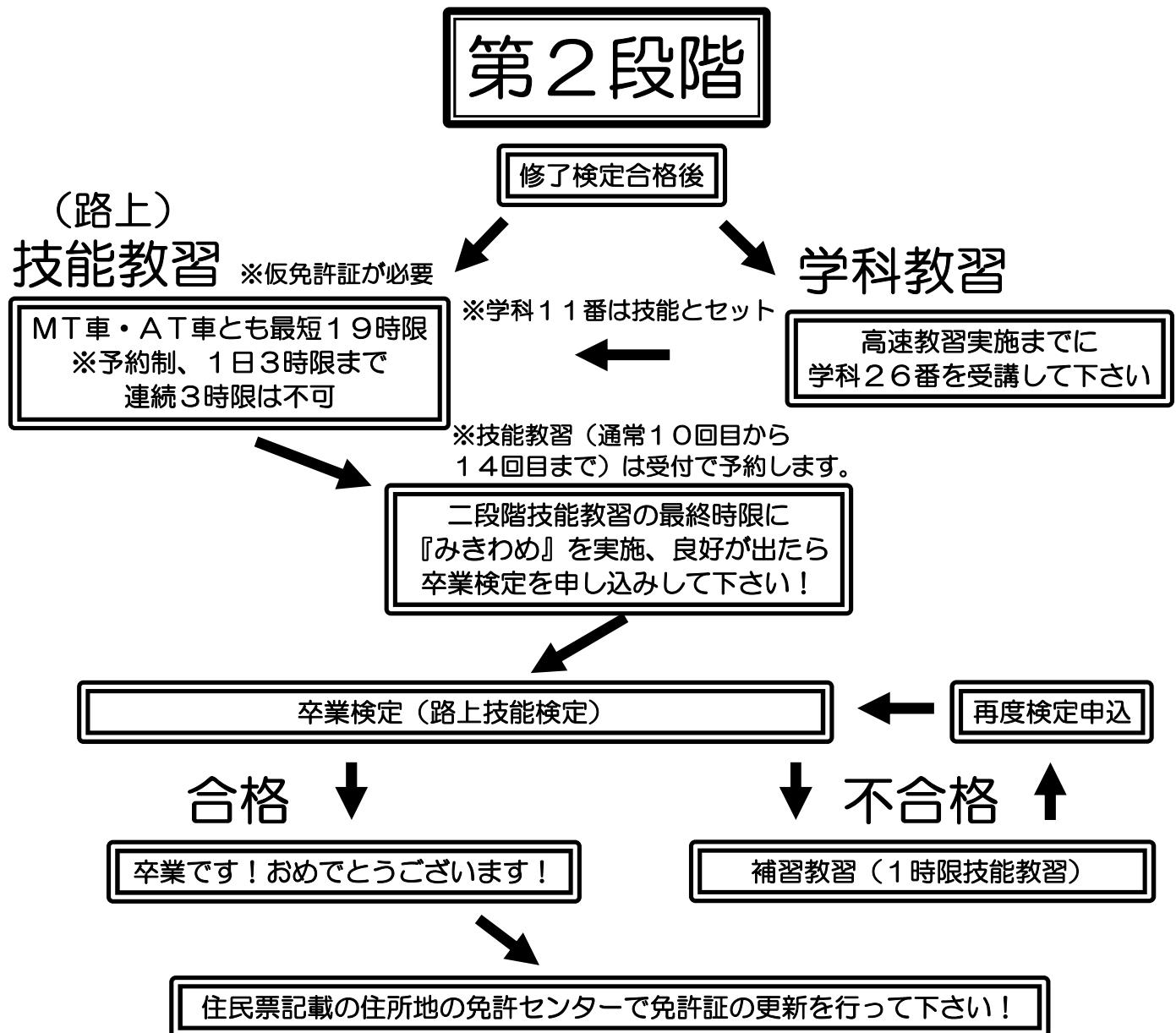
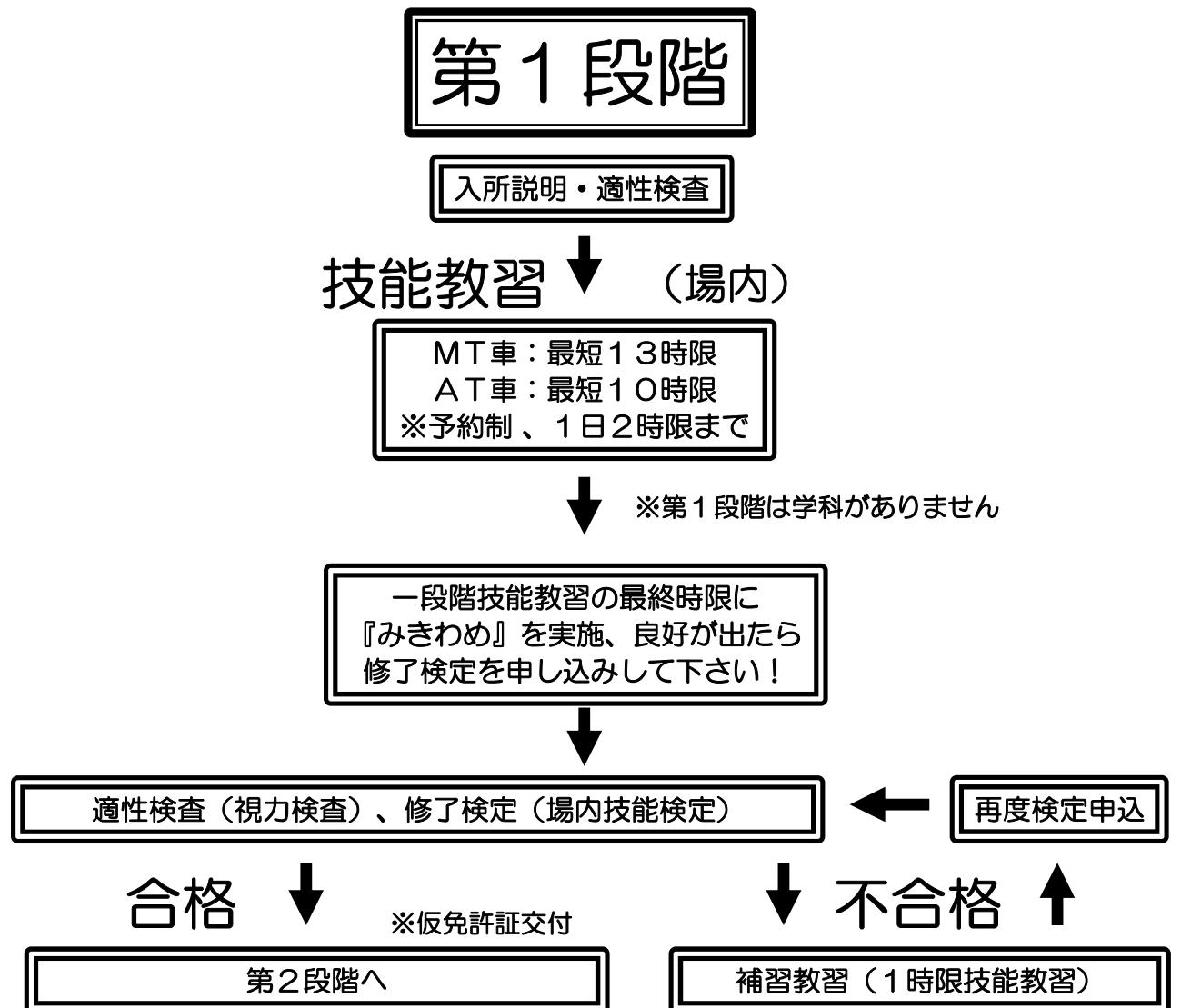
運転技術はもとより交通マナーも身に付けましょう。

【注意事項】

- 以下のはきものでは技能教習(シミュレータを含む)は行えません。
※厚底靴、ハイヒール、サンダル、スリッパ、下駄、素足等は不可
- 眼鏡等の条件が付いている方は、眼鏡等が無ければ技能教習(シミュレータを含む)を受けることが出来ません。
- 技能教習が規定時間を超えた場合、技能検定・仮免学科試験の不合格、当日の技能教習キャンセルがあった場合、別途追加料金が必要となります

【記載事項の変更について】

- 住所、本籍、氏名等が変更になった際は、すみやかに申し出て下さい。
- 運転免許証に変更があった場合も申し出て下さい。
(免許の取消、停止、失効、他車種免許の取得等)



【学科教習の受け方】

- 1階ロビー階段付近にある「本日の学科予定表」ボードで、受けたい学科の教室を確認します。（予約の必要はありません。）
- 教習原簿、教習手帳、教本等を持って、教習開始5分前までに該当する教室へ。
※学科は2段階のみあります。（11、26番のみ）
- ※2段階学科「11」番は2段階技能教習（通常12回目）とセットで受講します。

【技能教習の受け方】

- あらかじめ予約機、又はインターネットで予約が必要です。（当日の予約は不可）
- 配車券を発券します。発券時間は、教習時間の30分前から5分前までです。
※配車券は毎時間発券が必要。ただし、2時限連続の場合のみ2枚連続で発券されます。
- ※教習時間の5分前までに発券されない場合、自動的にキャンセルとなります。（有料）
- ※第2段階技能教習では仮免許証が必要です。忘れた場合、技能教習が受けられません。
- ※「みきわめ」を行うとき、所持免許を担当指導員に提出する必要があります。（各段階にて必要）
- 教習原簿、教習手帳、配車券、教本等を持って、教習開始時間までに該当する教習車両へ。
- 教習当日の朝7時以降のキャンセルはキャンセル料￥1,100（税込み）が発生します。

【修了検定・卒業�定】

- 各段階技能教習最終時に「みきわめ」を行い、指導員より「良好」の判定が出ると修了・卒業検定の申し込みが出来ます。（受付にて申し込み）
 - 修了・卒業検定の申し込みは、受けたい日の前日まで（教習所休業日を除く）月～金曜日はPM4:50まで、土日はPM2:50まで〆切となります。
 - 修了検定実施曜日は、火・木・土曜日（教習所休業日を除く）に実施します。
 - 卒業検定実施曜日は、日・月・水・金曜日（教習所休業日を除く）に実施します。
 - 検定の申し込み可能時期は、「みきわめ良好」の判定が出た後になります。
 - 卒業検定合格者は住民票に記載されている住所地の免許センターにて免許証の更新をして下さい。
- ※例：住所地が群馬県の場合、前橋免許センターで免許証の更新をして下さい。

【期限について】

- 教習を開始した日から、9ヶ月で教習を修了して下さい。
期限を過ぎてしまった場合、それまでの教習が全て無効になります。
- 仮免許有効期限は、取得した日から6ヶ月間です。
- 全教習が修了後、3ヶ月以内に卒業（卒業検定に合格）して下さい。